

BL評価・認定及び認定維持確認調査業務での評価員審査基準

2015. 6. 11. 住宅部品評価G

改訂 2026. 6. 23. 住宅部品・関連事業推進本部

この評価員審査基準は、住宅部品評価部がBL評価・認定業務手順及びBL認定維持確認調査手順に基づき実施する新規・変更申請の評価及び認定維持確認調査業務（以下評価・調査業務と言う）における評価員の審査基準について、定めるものである。

1. 評価員の種類と役割

(1) 評価員の種類

評価員は、実施する評価・調査業務の内容により製品評価員、品質システム評価員に分類する。

① 製品評価員

申請企業から提出された設計図書、試験報告書、品質管理図書及び製品現物により、製品の品質を評価する者。

② 品質システム評価員

申請企業の工場又は事業所に出向き、品質管理の実施状況を評価する者。

(2) 評価員の役割

① 義務

- ・評価業務の公平性に則り、業務を厳正かつ円滑に推進する。
- ・評価を受ける者（以下、「被評価者」という。）の信頼を高めるため個人的資質の向上及び業務に必要な知識、技術、技能を得るため、教習を受けること等により評価技術の維持・向上に努める。
- ・評価の実施にあたり、認定企業の製品の設計、製造、サービス等について、過去2年以内に関係があった場合、または、今後関係する予定がある場合、予め住宅部品評価部に報告する。

② 評価業務の制限事項

- ・業務上知り得た情報を登録の期間中及び終了後に関わらず、第三者に漏らさない。
- ・優良住宅部品の認定企業からの出向者は、表1「企業からの出向者の評価員としての制限」に基づき評価業務を実施する。
- ・優良住宅部品の認定企業からの退職者は、表2「企業の退職者の評価員としての制限」に基づき評価業務を実施する。

表1 企業からの出向者の評価員としての制限

No	評価対象	認定の有無		製造の有無		制限期間	評価の可否	評価制限が除外される条件
		出向元	他企業	出向元	他企業			
1	出向元の部品	有	—	有	—	出向者 所属中	不可	無
2	他の認定企業 の部品	有	有	有	有		条件付き可	他企業に事前承諾
3		無		無			可	他企業に事前承諾
4				無			可	無

表2 企業の退職者の評価員としての制限

No	評価対象	認定の有無		製造の有無		制限期間	評価の可否	評価制限が除外される条件
		所属元	他企業	所属元	他企業			
1	所属元の部品	有	—	有	—	1年間	不可	無
2	他の認定企業 の部品	有	有	有	有	半年間	条件付き可	他企業に事前承諾
3		無		無		半年間	条件付き可	他企業に事前承諾
4				無		無	可	無

2. 評価員の要件

2. 1 評価員

(1) 製品評価員は、次の①～⑦のいずれかを満たしていること。

- ① 評価対象部品に関する住宅の設備設計又は施工管理の実績が5年以上
- ② 建築士、建築設備士又は技術士の資格取得後2年以上
- ③ 評価対象部品に関する製品評価の実績が3年以上
- ④ 評価対象部品に関する技術的な研究実績があり、博士号を取得している
- ⑤ 評価対象部品の製造設計または開発の実績が10年以上
- ⑥ 上記①～⑤以外で評価対象部品に関する評価業務において評価員補としての実績が1年以上
- ⑦ 上記と同等以上の力量を有していると住宅部品・関連事業推進本部長が認めたもの

(2) 品質システム評価員は、次のa)またはb)を満たしていること。

a) 次の①～④の全てに適合していること

- ① 監査原則（倫理的行動、公正な報告、独立性、証拠に基づくアプローチ）に関して知識があり、これに則り監査が行えること
- ② ISO9001（JIS Q 9001）に関する知識があること
- ③ 品質管理及び統計的手法に関する知識があること
- ④ 第三者、第三者監査を行ったことがあること

b) 上記と同等以上の力量を有していると、住宅部品・関連事業推進本部長が認めたもの

2. 2 評価員補

(1) 評価員の指示に従い評価業務を補助するものを評価員補とすることができる。

2. 3 外部評価員

- (1) 外部評価員は、製品評価員、品質システム評価員のいずれかの資格を満たしていること
- (2) 財団と外部評価員登録契約を行うこと

3. 評価員の登録

- (1) 住宅部品評価部は、「2. 評価員の要件」を満たす財団職員または外部評価員を評価員に登録する。
- (2) 評価員の登録期間は、登録日から会計年度の末日までの最大1年とする。
- (3) 外部評価員は、「評価員業務委嘱契約書」により財団と業務契約を行い、守秘義務等の遵守を誓約する旨を記載した「誓約書」を提出する。
- (4) 登録した評価員を対象となる分類別にリスト化する。

4. 評価員の教育及び管理

評価課長は、年度初めに評価・調査業務の実施計画を作成し、評価員に周知する。

- (1) 住宅部品評価部は、「評価員教習計画・実施書」に基づき、必要に応じて評価員に教習を実施する。特に、品質システム評価員は関連する講習会の受講又は同等の講習を行う。

【製品評価員】

- ①評価対象となる製品に関する最新の知識
- ②優良住宅部品認定基準に関する最新の知識

【品質システム評価員】

- ①ISO9001(JIS Q 9001)に関する知識
- ②品質管理に関する知識
- ③統計的手法に関する知識

- (2) 評価課長は、日常業務の実施状況及び苦情等の情報に基づき評価員の評価を行い、定期的に住宅部品評価部長に報告する。

5. 評価員の登録の取消し

- (1) 住宅部品評価部は、評価員が以下の項目のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。
 - ①偽りその他不正な手段により登録を受けた事が判明したとき。
 - ②外部評価員は、契約内容に違反したとき。
 - ③業務に関する文書に不実の記載をする等、不誠実な行為をしたとき。
 - ④その他、住宅部品・関連事業推進本部長が登録を取消す必要があると認めたととき。
- (2) 住宅部品評価部長は、評価員の登録の取消しをしようとするときは、取消し理由を記載した「登録取消し提議書」を作成し、住宅部品・関連事業推進本部長に提議する。

- (3) 住宅部品・関連事業推進本部長は、提議書の内容について確認し、承認する。
- (4) 評価員登録の取消しが承認された場合は、住宅部品評価部は当該評価員を登録リストから削除する。外部評価員の場合は併せて契約を解除する。

6. 記録の管理

住宅部品評価部は、以下の記録を管理保管する。

- ①外部評価員との契約書
- ②誓約書
- ③評価員登録書（リスト）
- ④優良住宅部品に係る評価・認定及び認定維持確認調査業務の実施計画
- ⑤評価員教習計画・実施書
- ⑥評価員の評価報告書
- ⑦登録取消し提議書（承認済み）
- ⑧契約解除通知書

7. 評価員審査基準の公表

住宅部品評価部は、本基準をホームページで公表する。

BL評価・認定及び認定維持確認調査業務での評価員審査基準改正の履歴

【2015年6月11日制定】

本評価員審査基準は2007.1.31改訂の評価員審査基準及び要員管理手順を元に制定

【2015年6月11日制定】

本評価員審査基準は2007.1.31改訂の評価員審査基準及び要員管理手順を元に制定

【2016年5月30日改訂】

評価員の義務と禁止事項を追加

【2022年3月3日改訂】

評価業務の制限事項の明記

評価業務の制限事項に関する公表の方法を追加

その他、表現の修正

【2026年6月23日改訂】

企業の退職者の評価員としての制限の変更

公表する内容の変更

その他、表現の修正